

革命の旗

共産主義者同盟
(革命の旗)
中央機関紙

第33号
1981・2・5
定価 150円
(毎月5日・20日発行)

発行人 北沢晋
発行所 赤流社
電話 (03)787-7699
東京都世田谷区千歳
郵便局 私書箱4号
振替 (東京)7-86947

定期購読料(22回分)
開封3500円(送料共)
密封4000円()

社共の逃亡を許さず

日韓連帯の更なる前進を

金大中氏らへの「減刑」―重刑攻撃弾劾！ レーガン・全共同声明弾劾！ 四月鈴木訪米阻止！ 安保粉碎！

一月三日、全斗煥軍事独裁は国際的に高揚する金大中氏救出運動を嘲笑するかに十二名の民主人士に対する上告審を開き「上告の根拠なし」とし、上告棄却を決定した。われわれはこの全斗煥の蛮行を満身の怒りで弾劾しなければならぬ。

死刑から終身刑へと「減刑」になったからといって事態に何らの変化はないのであり、「減刑」を口実に今日まで作り上げられてきた日韓連帯の闘いを後景化するわけにはいかない。すでにわが国の金大中氏救出運動の内部においてさえ「減刑」を口実に一片の抗議声明をもって闘いの渦中から逃げてしまった。これらこの全斗煥の行った韓国国民の民主回復闘争への一大攻撃を美化することと同じであり、韓国国民への裏切りである。

今こそわれわれは、労働者階級の国際主義の旗を固くしげりしめ、かかる小ブル平和主義政党的の逃亡を暴露し、日韓連帯の持久的闘争を組織し発展させねばならぬのである。

国際世論の高まりと 米・日帝の政治判断

全斗煥は厚顔無恥にも、今回金大中氏を終身刑を宣告するにあたって、その理由を次のように公表した。「被告が内乱を陰謀するなど国家を危うくした事実は明白である」と断定した上で、(1)友好国及び国内外の人々から寛大な扱いを訴える意見があった(2)金大中が嘆願書で謝罪している(3)第五共和制の序章を汚したくない、と。しかし、こうした根拠は明らかにデマである。

全斗煥が最も恐れたのは、いまでもなく金大中氏を救えぬの国際的世論の高揚であり、なによりもまして韓国国民が昨年五月光州の人民蜂起で示した民主回復闘争の爆発的エネルギーである。全斗煥

経済再建は、全面的な経済過程への国家統制をテコとして、企業再編を強引におし進め、「業種一企業」の下に統括していくことにある。しかし、こうした再建策も朴政権下で大幅な外資導入を基礎に極端な輸出主導・重化学工業優遇でもって最終部門の開発に重点がおかれていたため、石油をはじめとした原材料の高騰とそれが導く中間材の高騰によって国際競争力を一挙に低下させ、その矛盾が労働者に一層転嫁される悪矛盾を生みだしている。そもそもこうした韓国経済の自立的発展を全斗煥が声だかに叫んだとしても、すでに七〇年を前後して韓国経済の命脈は日米帝に握られており、この隷属経済の下では国民経済の再建のための方途は一切とぎされていくのである。

こうした経済再建策と軌を一にして打ちだされたのが、非常戒厳令の一部解除と「政党活動の自由の回復」であった。しかしその実体は不正蓄財摘発を皮切りに「政治刷新」と称して朴政権下の野党勢力を一掃し、国会を解散し、国家の最高機関として「国家保衛立法会議」を設置し、一切の民主回復をめざす人々を政治活動から排除した上で、「政党活動の自由」なる新与党の民主正統党設立の口実でしかなかった。全体制の指揮を承認する十八の小政党が乱

レーガン主導に進む 80年代米日韓臨戦化

かかる全斗煥の脆弱性は、しかしその盟主たる米・日帝にとっても見逃すことのできない事態なのだ。人権外交を掲げ、金大中氏の起訴容疑自体を「根拠がない」としたカーターは、昨年九月以降、全軍事独裁体制の脆弱性を見すえ、危機感を抱き、すなわち一審死刑判決以降、陰然と米韓関係の「正常化」に向け、金大中問題の彼ら流の「解決」を画策したのであった。

深まりゆくソ米覇権争奪―第二次帝国主義戦争の危機の中で、韓国の「安定」を策す全とレーガン2日ホワイトハウス



韓国の「安定」を策す全とレーガン
2日ホワイトハウス

判決に怒り渦まく



韓大へと押しよせる抗議の嵐

「三日、労働者学生はただちに韓国大使館へ抗議行動を行なった。金大中氏らへの重刑攻撃は、韓国民主化闘争の圧殺をもくろむものだ。そして、金大中氏救出の闘いは、われわれ日本人が韓国国民の真の友となれるか否かの、分水嶺である。この日、日本の国家権力は抗議行動に参加した労働者学生にたいして、かつてない弾圧を強行した。」



今こそプロレタリア 国際主義の旗を

欠」とする立場を堅持しつつ陰然たる方法で全斗煥へのテコ入れを行なったのである。昨年七月の財界の訪韓、同盟・宇佐美の訪韓、政府実務レベルに進められた「病院教育関係の拡充」名目の百九十億円にのぼる円借款がそれである。しかし、金大中氏の起訴内容が「日韓政治決着」に抵触していることが明々白々な以上、公然たる方法での全へのテコ入れを控えざるえなかつたのである。

まさにこうした米・日帝の韓国情勢に関する利害の調整は、全斗煥軍事独裁の安定支配の確立を共通の認識として進められ、全斗煥自身もまた自己の支配の脆弱性を米・日帝に依存せざるえない現実に突き当たったのである。

したがって盟主米帝の主導下で米・日・韓関係の改善のため金大中氏の政治生命の抹殺を強行しつつ、国際的な金大中氏救出の世論を沈静化させ、一挙に米・日・韓関係の「正常化」をねらったのが、金大中氏への「死刑」から「無期」への「減刑」と、それをテコとして行なわれた全斗煥の訪米であり、全・レーガン会談に他ならない。

集会案内

- ▼一七再審棄却糾弾・事実調査要求中央決起集会
二月七日(土)一後、日比谷野外音楽堂。主催―部落解放同盟中央本部他
- ▼二一厚木基地P3C配備反対決起集会 一時 大和公園
主催―反安保実行委
- ▼三里塚東京大会
二月十四日(土)五時半、千代田公会堂(地下鉄九段下)。主催―集会実行委
- ▼労働千葉スト支援、三里塚現地闘争
三月一日(日)正午、成田市宮グラウンド。主催―反対同盟
- ▼三・一三里塚現地闘争予定
- ▼八一年度東京労働学校(二月の講座日程)
「日本戦後史―戦後史の時期区分と主要矛盾の変化―
講師―井上清
二月十二日(木)二月二十六日(木)六時半、新宿文化センター
連絡先―中野区本町五十三三三二、電話三三三九七三七八
京労働学校運営委員会事務局

『長征』一四日発売!!

二百ページ 二千二百円

- ― 第二回大会特集号 ―
- ※政治報告I部 II部
- ※政治報告III部・綱領一部改正報告
- ※女性解放テーゼ
- ※特別報告
- ・ソ連論
- ・今日の中国の対外・国内政策の諸特徴
- ※単一党建設のための論戦

ジェット燃料貨車輸送延長阻止

三里塚空港粉砕闘争は今日疑いもなく新たな闘争局面を切り拓きつつある。それは一方における「空港と農業の共存」をうたい文句とする農振策攻撃と闘う農業の建設に向けた闘いであり、また一方は動労千葉を中心としたジェット燃料貨車輸送延長阻止の闘いと連動して示される労働連帯の一層の発展である。

三里塚空港の最弱環 燃料輸送問題

現下の三里塚闘争の攻防局面におけるジェット燃料輸送の持つ意義は、ますます大きくなってきている。しかも、政府・公団によって頼み切られていた三里塚空港に、その一日燃料約五五千キロリットルというギリギリの量が鹿島ルートと千葉ルートにより、ピストン輸送でまかなわれているのである。そこで今以上の増便はおろか、現時点においてすら余剰備蓄がゼロに等しいという

も、このパイプライン工事の実態が実情である。まさにこれらの事を知らなくてはならない。しかもこのパイプライン工事は既に多くの専門家が指摘するところであるが、花見川ルートにおける「花見川河底のトンネル工事計画」の破産的現状に示されているように計画自体のズサンさ

沿線住民の怒り増す 貨車輸送延長

こうしたなかで政府・公団は窮余の策として貨車輸送「暫定三年」の閣議決定を反古にし、なりふり構わず国鉄当局に貨車輸送延長の要請を行い自らの破綻をとりつくろわんとしている。しかも、この延長により沿線住民と結びついた貨車輸送延長に対する闘

労農連帯の旗かかげ

動労千葉スト支援

「北方領土の日」(二月七日)が昨秋の臨時国会で超党派一致によって決められた。この決定によって、政府は一八〇億円の地元振興費を今年度予算に計上している。

だがこのまやかしのわれわれは許すことができない。今日の北方領土問題は、北方諸民族の来をたつむるおぼつかないといわねばならない。本質は、被抑圧民族の血ぬられた併合の歴史にある以上、アイヌ民族をはじめとした少数民族の民族自決権と分離の自由を闘い、日本労働階級と労働者階級の連帯と連帯による社会主義革命による解決以外に道はないのである。

国内評論

二月七日「北方領土の日」 拳闘一致 民族排外主義の煽動へ進む

「北方領土の日」(二月七日)が昨秋の臨時国会で超党派一致によって決められた。この決定によって、政府は一八〇億円の地元振興費を今年度予算に計上している。

この「北方領土の日」の発案者、また昨年来自民党が声高に「改憲」をうたってきたというように、一連の国家統合へのイデオロギー攻勢—官制の国民運動形態をねらったものである。しかし、社会はこのことを人々の前に明らかにするどころか、積極的に賛成した。なぜなら彼らも自民党同様、「固有の領土」に組しているからに他ならない。最近、政府はこの野党や日本の「毛派」にも援護され「固有の領土」をさかんに吹聴し、わざわざ日露通好条約(一九五五年)、日ソ通好条約(一九五七年)を主張しようとも決して認められぬ。



支部アチ上げの組織破壊攻撃「い打ち立てようとするものであるので一層不屈に労働連帯の闘争」

すでに国鉄当局は国鉄三十五万人体制なる大合理化攻撃をおし進め、一方で労働組合(総評事務局)は「国鉄内五組合協議」なる「国鉄関係労働者の右翼的統一」を進めることでこの大合理化に抵抗しようとしている。そして労働中央もこうした構想に乗っかりながら、あの悪名高い「貨物安定輸送宣言」なる「国鉄再建協力路線」と転落し、一方で動労千葉への解雇攻撃をくり返して恥じることに始末である。

「千葉つぶし」を絶対許してはならない。それは動労千葉の闘いが公労協をも大きくのみこんだ右翼的「労働統一」の流れに抗する一大反撃拠点であると同時に労働連帯の新たな地平を切り拓く闘いであるからに他ならない。

連載——入管問題——現状編——②

入管二法(外国人登録法)の改悪許すな

前回(三〇号)につき「改正」外録法の具体的検討と批判を行って「改正」の骨子は次の五点である。

- ①外国人が日本に入国したとき、九〇日以内(既法六〇日)出産などで日本国内で外国人になつたときは六〇日以内(同三〇日)に登録申請をする。
- ②登録原票の記載事項(二〇項目)のうち、氏名、国籍、職業、在留資格、在留期間、居住地、勤務所または事務所を記載する。勤務所または事務所を記載する場合は、所在地の六項目に変更を生じたら、その日から十四日以内に変更登録申請をする。
- ③登録の引替、紛失による引替交付、再交付を申請して新たな登録証の交付を受けたときは、その後二年間、引替交付申請を要しない。
- ④市町村の長は引替交付、再交付の申請があつたときは、登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認をしなければならない。
- ⑤再入国許可を受け、出国する

たしかに引替(引替再交付)紛失は例外的なことであるが、おまけに「許」認可法「上」程の経緯をみる限り、この「改悪」が例外的なものにとどまらず、三年ごとの切替申請の際にも拡大される恐れは強い。法務省も次の全面「改正」時にはこれをねらっているであろう。

在日朝鮮人管理 強めた「改正」

外国人が日本に入国したとき、九〇日以内(既法六〇日)出産などで日本国内で外国人になつたときは六〇日以内(同三〇日)に登録申請をする。

「在日朝鮮人登録法」という性格を強めるのである。七五年末の在日外国人七十七万四千五百人のうち在日朝鮮人は六万二千五百一人、八六%を占める。

「差別を助長する」

「確認義務」新設

次に法務省入管局が「登録証の申請義務の緩和」であるという②について、これは「変更の事実を即時に把握する必要性が比較的小さい」(提案理由説明)つまり重要性の低い事項(二〇項目のうち前記六項目以外の事項)の変更については期間を緩和し、重要度の高い項目(前記六項目)を特定することによって管理の効率化をはかるものとするものであり、登録業務へのコンピュータ導入と不可分のものである。また七四年の行政

「緩和」のギマン

⑤について、在日外国人が再入国許可を得るに当たっては、出国した時点でも市町村役場の外務窓口へ送られてくる外務省の「改正」では引替交付と再交付申請について、同様の規定を新設したのである。

「千葉つぶし」を絶対許してはならない。それは動労千葉の闘いが公労協をも大きくのみこんだ右翼的「労働統一」の流れに抗する一大反撃拠点であると同時に労働連帯の新たな地平を切り拓く闘いであるからに他ならない。

すでに二月四日、三里塚空港ジェット燃料貨車輸送延長阻止総決起集会は反対同盟と動労千葉の共闘によって勝ちとられている。そして、きたる二月十四日には都内、「三里塚空港を廃港へ、ジェット燃料貨車輸送延長阻止、動労千葉と連帯する」二一四労働者市民総決起集会」が予定されている。こうした燃料貨車輸送延長阻止と動労千葉スト支援の闘いのうねりを三月闘争に向けて組織し、三・一スト支援、三・二三里塚現地闘争を全力で闘い抜いていかねばならない。

また、在日韓国人「政治犯」の場合のように、再入国許可の失効により、本人が出国前にもついていた在留資格、たとえば協定永住資格の不当な運用に加え、「改正」により、再入国許可の失効から自動的に原票引替—外務省の失効となり、即時に在留資格は奪われるという方向が決定的になる恐れは強いのである。以上を整理するならば、第一にコンピュータ導入とあわせ入管行政の一元化、在日外国人(とりわけ朝鮮人)への支配、管理の効率化という方向に貫かれていること。第二に管理強化にむけて「確認義務」を新設したことである。法務省は、「在日外国人の便益」「行政の簡素化」をめざした「緩和」だと強弁している。

しかし、外務省の本来的な改正(七)は、「常時携帯義務の廃止」「指紋捺捺義務の廃止」「苛酷な罰則の軽減」などを表現するものでなければならぬ。こうした根本的な視点を含めにした「負担軽減」では問題の解決にはつながらない。現在、指紋捺捺拒否の闘いははじめとして、外務省をめぐって在日朝鮮人の闘いが各地ですすめられている。この在日朝鮮人の正当な闘いを支持し、連帯していかなくてはならない。(つづく)

次回、三月五日号「坂中論文」批判です。

決定的階級対立へ突き進んだ七〇年反乱

一九七〇年十一月十二日、ポーランド政府は突如として肉・肉製品、家庭用品の十二・二％、石炭の十二・二％引き上げ、他方で、耐久消費財であるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・冷蔵庫等は十二・二％引き下げると発表した。これをゴムルカ政権は当面の経済危機からの脱出の方策として説明したのである。

六〇年代中期以降、ポーランドの農業生産は大巾な停滞を知られながらも農産物とくに食肉関係は重要輸出部門として外貨獲得の手段として位置づけられてきた。

そして、農産物の低価格を通じた資本蓄積をもって工業投資は拡大させられてきたが、これら耐久消費財部門を中心とした工業製品の在庫は急速に増大し、逆に工業生産の低増を強いるものとなっていた。これこそ、五〇年代後半以降のポーランドの国家資本主義の破たん、ソ連支配の「社会主義国際分業市場」たるコマコンの矛盾をもっともよく示している。

同時に、この新たな価格政策に表らわされたのも、市場関係を反映した価格政策以外の何物でもない。

そのものは経済不振を理由として実権を失いつつあった。官僚支配階級は、警察・軍隊を投入し全面的弾圧にかけた。だが、労働者の決起は全国に拡大した。グダニスクにつぐ工業都市シチェンでもストライキ委員会が結成され、また「工業化の模範とされた」シレジアにも闘いは波及するに至った。

この闘争は五六年の「十月」とは異なつた様相をみせている。「十月」は、ソ連支配に対する民族自決と自由をおしだした闘いであった。しかし、この七〇年十一月から始まった武装反乱とストライキ闘争は、過去十五年間ゴムルカ体制のもとで進められてきた政治・経済体制の変革をも含むものとして発展したことにその特色がある。たしかに当初、それは生活上の不満と価格政策に対する反発からの出発であったが、明確に五六年の敗北を教訓化するかたちで進んだ。ストライキ中の労働者

要求である。またアドルフ・ワルランド労働者はソ連の軍事侵略に憤り、彼らに外交政策に「政府の外交政策」を支持することを付け加えている。これは、五六年のハンガリー、六八年のチェコの改革「ブラハの春」に対するソ連軍の軍事制圧という事態を考慮せねばならなかったからである。

いま、われわれはここに八〇年七月から始まったポーランド労働者・人民の闘いと自主労働組合の連合体「連帯」の二十一項目の要求の源流をみる事ができる。

東欧諸国は、五〇年代中期まで基本的生産手段の国有化と農業集約化政策をとってきた。そして、特にソ連からの借款と、農民収奪を通じて「工業化」をすすめ、五〇年代中期には、工業生産による所得は、国民所得の五〇％から六四％を占めるまで成長してきたのである。これを基礎として、ソ連は国民経済計画の調整と、生産の専門化・協業化を進めるものとして「社会主義国際分業」を設定する。

国民の反ソ、民主化闘争とともに台頭する。ゴムルカがそうであり、彼をついだギエルクもそうであった。しかし、彼らはその国の官僚支配階級と異なつた物質的基礎にあるのではない。彼らの存在基礎は修正主義党内であつて、それを離れてはありえない。ソ連官僚独占ブルジョア階級にとつて彼らがソ連を離脱せんとしないかぎりその支配を許容する。それがソ連にとつてワルシャワ条約機構とコマコン体制維持、すなわち新植民地的支配の利益にそうものである。だがしかし、六八年チェコの「自由化」のように党指導部そのものから、労働者・人民の政治的自由と民主主義的要求を「チェコ共産党行動綱領」として容認するや否やこれに軍事介入し、鎮圧し、党・官僚指導部の首のすげかえを行う。

プレジネフは六八年十二月、ポーランド統一労働者第五回大会で「社会主義共同体全体の利害に一国の主権は従属する」という考え方を「制限主権論」を打ち出したのである。もちろん、チェコの党官僚の「自由化」はソ連社会帝国主義の抑圧に対する暴露であつても、労働者階級人民を社会主義政治へと再組織していくものではない。彼らは、国民経済の危機の突破を、チェコの工業力水準の発展から西欧資本主義への接近として果すことを追求したものにすぎない。ここに六〇年代東欧の「新経済政策」―「改革」推進のブルジョアの本質が存在する。

それは、ポーランドにあつても同様であるといわねばならない。しかし、ポーランドの場合、チェコと異なる労働者階級・人民の政治的決起という階級的力が作用し、これを規定している。われわれは五六年以降、六〇年代にいたるポーランドの民族ブルジョア階級による「経済改革」を概略分析し、今日の階級対立の性格をつかみださねばならない。

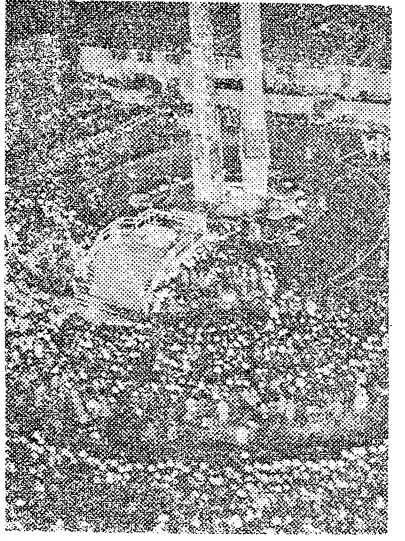
こうしてこそポーランド人民の今日の苦闘を規定している。ブルジョア支配の実態とポーランド経済の危機の本質、また政治過程におけるソ連官僚独占ブルジョア階級とポーランド党官僚・民族ブルジョア階級とに対するポーランド労働者階級の相互関係をつかみだすことができる。

―一、中央計画に科学的基礎を確立する。二、実行可能な計画上の機能を遂行するに当たつて企業連合の役割を増大する。三、中央の原料・技術供給制限から、取り引き企業間の自由な商業関係の原則に移行する。四、投資における企業の参加が増大するとともに、反面投資支出に対する銀行からの統制は強化する。五、相場正三久「東欧自由化とソ連」。この結果、企業は自己の内部資金によって活動することが可能となり、国家からの投資に對し、利子を支払うことが企業活動となつていった。また旧来の物的報奨金制度も生産総額に対するものから利潤総額（売り上げを含む収益性）に對してへと変化し、労働者間の賃金格差、また技術者、企業長等管理者と労働者間のその拡大は進行した。ましてや労働者はこの管理制度に対する決定権など一切保持していない。こうして、市場経済機構の利用は利潤・価値法則・市場といった資本主義の残存（それは商品経済のこのりかす）だったものが、いまや「社会主義」の固有なものである。この「経済の外延的発展」として正当化され、公然たる記帳と統制の方法として確立したのである。

今日、資本主義国は、公定価格や財政融資をもつて企業活動を規制し、利子・税を通じて景気を左右するものである。国家独占資本主義でも唯一の蓄積源たる農業の疲弊もまた、企業自主権の拡大へのいとも、企業自主権の拡大のなかで利潤のみならず原料・燃料等の内部保留が増大し、生産の不均衡が拡大し、更にコマコン体制内での「協調」にかかわらず商

ポーランド労働者の苦闘とわれわれの道(中)

国家と社会の本質を露呈させた60、70年代の闘い



者が掲げた要求項目が、このことを示している。このストライキと武装反乱の統一的司令部は存在していないが、おおむね労働者階級の闘争の眼目は次の諸点にあるといえる。

例えば、シチェン・ボルモ自動車工場の労働者は、「われわれは労働者大衆を防御したくない。労働組合幹部の退陣を要求する」から始め、われわれは……党機関に働く人たちの給料と工業における平均的賃金水準との平等化」の

は、この問題に言及し、ポーランド労働者の要求の政治的性格を分析せねばならない。

七〇年代を通じてポーランド労働者は、常にポーランド統一労働者党・国家からの労働組合の独立を要求してきた。これは歴史的には五六年の労働者評議会運動への弾圧と、官僚支配階級による労働者階級の階級としての活動の封じこめに対する闘争という性格を持つていた。例えば、労働組合の構成は工場長を除き、管理職・工場経営にあたる技術者層をも組合員としての権利をもつていたのである。まして彼らは、企業自主権の拡大のなかで労働者への労働管理と解雇権をもつ部分である。他方、一般労働者はこうしたなかで国家経済計画の変更はおろか、各単産単位たる企業での経営方法・賃金決定権など皆無に等しい状態におかれていたといえる。この労働者の状態こそ、逆に労働者の工場占拠やストライキという闘争

的にしたといえる。しかし、ポーランド労働者はソ連の軍事侵略に憤り、彼らに外交政策に「政府の外交政策」を支持することを付け加えている。これは、五六年のハンガリー、六八年のチェコの改革「ブラハの春」に対するソ連軍の軍事制圧という事態を考慮せねばならなかったからである。

いま、われわれはここに八〇年七月から始まったポーランド労働者・人民の闘いと自主労働組合の連合体「連帯」の二十一項目の要求の源流をみる事ができる。

東欧諸国は、五〇年代中期まで基本的生産手段の国有化と農業集約化政策をとってきた。そして、特にソ連からの借款と、農民収奪を通じて「工業化」をすすめ、五〇年代中期には、工業生産による所得は、国民所得の五〇％から六四％を占めるまで成長してきたのである。これを基礎として、ソ連は国民経済計画の調整と、生産の専門化・協業化を進めるものとして「社会主義国際分業」を設定する。

国民の反ソ、民主化闘争とともに台頭する。ゴムルカがそうであり、彼をついだギエルクもそうであった。しかし、彼らはその国の官僚支配階級と異なつた物質的基礎にあるのではない。彼らの存在基礎は修正主義党内であつて、それを離れてはありえない。ソ連官僚独占ブルジョア階級にとつて彼らがソ連を離脱せんとしないかぎりその支配を許容する。それがソ連にとつてワルシャワ条約機構とコマコン体制維持、すなわち新植民地的支配の利益にそうものである。だがしかし、六八年チェコの「自由化」のように党指導部そのものから、労働者・人民の政治的自由と民主主義的要求を「チェコ共産党行動綱領」として容認するや否やこれに軍事介入し、鎮圧し、党・官僚指導部の首のすげかえを行う。

プレジネフは六八年十二月、ポーランド統一労働者第五回大会で「社会主義共同体全体の利害に一国の主権は従属する」という考え方を「制限主権論」を打ち出したのである。もちろん、チェコの党官僚の「自由化」はソ連社会帝国主義の抑圧に対する暴露であつても、労働者階級人民を社会主義政治へと再組織していくものではない。彼らは、国民経済の危機の突破を、チェコの工業力水準の発展から西欧資本主義への接近として果すことを追求したものにすぎない。ここに六〇年代東欧の「新経済政策」―「改革」推進のブルジョアの本質が存在する。

それは、ポーランドにあつても同様であるといわねばならない。しかし、ポーランドの場合、チェコと異なる労働者階級・人民の政治的決起という階級的力が作用し、これを規定している。われわれは五六年以降、六〇年代にいたるポーランドの民族ブルジョア階級による「経済改革」を概略分析し、今日の階級対立の性格をつかみださねばならない。

こうしてこそポーランド人民の今日の苦闘を規定している。ブルジョア支配の実態とポーランド経済の危機の本質、また政治過程におけるソ連官僚独占ブルジョア階級とポーランド党官僚・民族ブルジョア階級とに対するポーランド労働者階級の相互関係をつかみだすことができる。

―一、中央計画に科学的基礎を確立する。二、実行可能な計画上の機能を遂行するに当たつて企業連合の役割を増大する。三、中央の原料・技術供給制限から、取り引き企業間の自由な商業関係の原則に移行する。四、投資における企業の参加が増大するとともに、反面投資支出に対する銀行からの統制は強化する。五、相場正三久「東欧自由化とソ連」。この結果、企業は自己の内部資金によって活動することが可能となり、国家からの投資に對し、利子を支払うことが企業活動となつていった。また旧来の物的報奨金制度も生産総額に対するものから利潤総額（売り上げを含む収益性）に對してへと変化し、労働者間の賃金格差、また技術者、企業長等管理者と労働者間のその拡大は進行した。ましてや労働者はこの管理制度に対する決定権など一切保持していない。こうして、市場経済機構の利用は利潤・価値法則・市場といった資本主義の残存（それは商品経済のこのりかす）だったものが、いまや「社会主義」の固有なものである。この「経済の外延的発展」として正当化され、公然たる記帳と統制の方法として確立したのである。

今日、資本主義国は、公定価格や財政融資をもつて企業活動を規制し、利子・税を通じて景気を左右するものである。国家独占資本主義でも唯一の蓄積源たる農業の疲弊もまた、企業自主権の拡大へのいとも、企業自主権の拡大のなかで利潤のみならず原料・燃料等の内部保留が増大し、生産の不均衡が拡大し、更にコマコン体制内での「協調」にかかわらず商

資本主義的生産関係を拡大した経済改革

五六年十月以降登場したゴムルカに代表される民族ブルジョア階級は、一連の民主化政策を実施した。当初五七年に発表された「国家統制の緩和と経済的刺激による生産性の向上、企業自主権の増大と価格改訂、労働者評議会の経営参加等々は、すでに述べたとおり労働者評議会の解体・吸合という事態のなかであつた。他方、農業では義務供出量の大巾な削減と買付制度の実施、農産物価格の引き上げと、農業集約化の放棄である。（ポーランドにおける生産単位は余儀なくされた。同時に、工業でも唯一の蓄積源たる農業の疲弊もまた、企業自主権の拡大へのいとも、企業自主権の拡大のなかで利潤のみならず原料・燃料等の内部保留が増大し、生産の不均衡が拡大し、更にコマコン体制内での「協調」にかかわらず商



日本農政の歴史

農地改革以降の農業政策と農民の状態

三里塚・農民

加瀬 勉

六〇年代にはいつ、本格化した日本経済の高度成長は、資本主義の発展がもたらした農村と農民に犠牲をしいてきた現代史の法則にたがわず、一方で米帝国主義との経済同盟をテコに、農業破壊とすすんできた。今回は、高度成長という凝結の繁栄をあげ、構造改革、農基法農政が日本の農村社会をつらぬいていく過程は、ブルジョア階級・独占資本の経済的存立基盤の確立とともに、戦後保守基盤の形成という、ブルジョア階級独裁の支配構造の秘密を、歴史の中にひそませておきたい。

(6) 日本資本主義の高度成長と構造農政の展開

一九六〇年の安保条約改訂は、三池闘争を含めた安保条約反対の全国的闘争の高まりのなかで強行された。新安保条約は五〇年代蓄積をなしていった。この段階の日本資本主義のいかに主要な特徴をあげれば、第一、異常なほどの持続的な高度成長の動揺のなかで、日本資本主義が国家独占資本主義として急速に再建・再編され、アメリカの従属国として、アメリカ帝国主義の世界支配、とりわけアジア支配体制をかためるため、特にその経済力を動員されていくものである。新安保条約後、日本資本主義は日米経済協力の条項にそいながらアメリカからさびしく貿易・為替・業生産でいけば六一年一六五年で

目次

- (1) 日本の農地改革
- (2) 占領期の農政
- (3) 日本資本主義再編確立期の農政
- (4) MSA協定と日本の再軍備
- (5) 「安上農政の展開」と農基法農政へ
- (6) 日本資本主義の高度成長と構造農政の展開
- (7) 農基法農政の問題点
- (8) 農基法農政下の農業の変貌

以下、総合農政から低成長期、地域農政、三里塚闘争のなかでの氏の体験、農民運動、労働運動、労働共闘の問題へと稿をすすめていただきます。随時、掲載していきます。乞御期待！

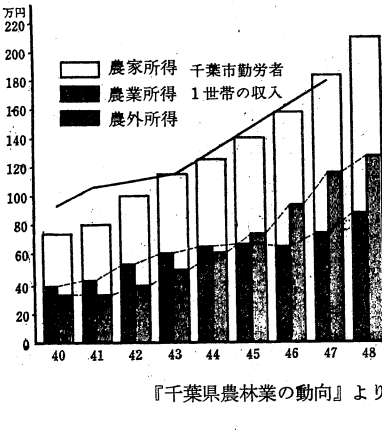


「自主防衛力増強」のもとに、「産軍複合体」が確立した。鉄鋼・自動車・電気・機械・化学は六〇〇台を示すようになり、とられ、三井、三菱、住友、富士などりわけアメリカに立ち遅れていた八幡、富士の大企業合併の進行もあつて開放経済体制にみあった国際競争力をもつていった。この国際競争力の高まりは、重化学工業の比率は六〇年以降、

(7) 農基法農政の問題点

六〇年安保国会は、また農業基本法国会ともいった。農業基本法による「構造農政」が開放経済体制で強力に展開されることとなった。農業基本法は、国の農業に関する政策目標は、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差を是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことを目的とし、農業従事者の地位向上を図るといふものであった。この目標を達成するため、①農業生産の選択的拡大②農業生産性の向上及び農業総生産の拡大③農業構造の改善(農業経営規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械その他農地保有合理化及び農業の近代化)④農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進⑤農産物の価格の安定及び農産所得の確保⑥農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定⑦近代的農業経営担当者格の養成及び確保、農民の希望と能力に即する職業転換⑧農村の環境整備と農業従事者の福祉の向上を図るために必要な施策を講じると規定している。政府はこれらに關する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じ、また必要な資金の融通の適正な消化を図らねばならないと規定している。

年次別農家所得の推移



『千葉県農林業の動向』より

と独占の経済計画が一体として貫ぬかれ、いくつもの重要な分野で世界的上位の巨大企業が急速に増大する。こうして、わずかに一もみたない少数の上位企業が七〇〇八〇〇の資本を掌握し、富士、住友、三菱など六銀行が全国預金額の六〇〇以上を占めるほど資本が集中した。第二に、この高度成長が、六〇年の貿易・為替自由化計画大綱、六四年の内の交換回復、IMF八条国への移行、OECD、経済協力開発機構への加盟、日本経済の国際化が急速に進められ、アメリカ帝国主義のアジア戦略への加担、肩代り、東南アジアなどへの経済援助、開発援助を中心に海外膨張政策を強力にくりひろげる。それと同時にアメリカのドルの支配力が後退し、日本の経済力、輸出力増大がするにつれ日間のなかで市場をめぐる貿易競争が起り、矛盾・対立の面を拡大していった。第三に、以上のべた超高度成長とそれを支えた輸出の増大が、独占資本による労働者、農民、その他の労働大衆への搾取、収奪の一層の強化、さらに高物価、公害、労働災害、過密、過疎など広範な領域において極めて深刻な生活破壊をくりひろげていった。

この構造農政のなかで打ちだされた、選択的拡大は、米麦などの縮小、減産政策がこれまで米麦の生産に依存してきた大部分の零細農の大量離農を促進し、また畜産、野菜、果樹はかり高い資本集約度を必要とするだけに、それだけの経営条件、資本力をもつた力量のある自立経営群の形成を必要とする。しかもこの選択的拡大による生産転換の背後には、アメリカを中心とする小麦・飼料・穀物の深刻な過剰問題と強力な輸出攻勢があった。麦類の生産の減少は、また麦類の輸入の拡大であり、畜産の生産拡大は、それに必要な飼料穀物の輸入拡大に連なり輸入農産物の拡大を一層大きくし、生産農民を圧迫するものであった。

ここに登場してきた構造農政、農基法農政は、農地改革後創出された農民の小経営を基盤とした食糧増産、食糧自給の農政をすすめるものであった。それは逆に、生産性の低い零細経営を価格政策、補助金政策でこいこみ、米麦などの食糧増産をはかり、食糧自給を実現していくことは、財政的な負担がかかりすぎるし経済的な効果も低すぎるはつきり拒否する政



「滋賀県防衛協会婦人部」なるものが、同県出身の自衛隊員に十数年間、せせせと慰問袋を贈っているという。郷土を守ってくれる自衛隊員への感謝の気持ちであり、もっと広げていきたいと、生きた慰問袋の母達は語っているという。「いよいよおいでなすつた」母達も扉を叩こうとする。戦争への道をどう阻んでいくか、同性としても真偽がためされていく地点にさしかかったように思われる。それにしても、このを読んで私がひつつかつたのは、敗戦直後「二度と繰り返してはならない」と言った母達を息をひそめていることだ。八〇年代には、男の人戦争に走るのを引きとめ、平和を守りぬくことは、子供を産み、育てる母の使命(この記事に加えられた女性の感想)に凝縮される戦後のオンナ達の「反戦平和」でもある。

「生きていた慰問袋」
いま、女たちは……。

「私達は心身障害児の施設なども訪問してあり……私達のやっていることは悪いことなんじゃないか」と首をかしげた。戦後の母達は、はたして変革かえした時、私は疑問をほらわ

策であった。農基法農政はたしかに自立経営農家の創出、あくまでも家族経営、家族労働力を基本とするものであつた。この自立経営は農地改革がつくりだした小農経営の存立基盤をつきすすんで、大多数の零細農を脱落させ、農業のブルジョアの再編を志行するものであった。なかでも、とりわけ重要なことは、この構造農政である農基法農政は、米麦から畜産・野菜などに転換させることがまさに独占の蓄積拡大に必要なもので独占の蓄積拡大に必要のない農産物で、安んずるための安い農産物であり、安んずる労働力の円滑な供給であり、工場建設、道路・港湾の社会資本への財政的失費を下層農をきりすてることによつて、食糧の需給のメカニズムを効率の低い、高コストの国内生産だけに

きたらず、開放経済体制にあわせたアメリカの余剰農産物を大量に輸入することに農政の柱を組み立ててゆく。それは国内の農業生産を圧迫し、農産物価格を単に強おさえることでもなく、独占の工業製品や資本の輸入拡大を支え、農産物の貿易の場で巨大商社、その他独占の超過剰利潤を増大させるものである。また零細農にかかわる大規模自立経営の創出は、広範な農民のプロ化、賃労働者化の進行の促進、強制であり、それとあいまつて、農業機械その他の生産資材や生活物資の面で、独占の商品の農村市場の拡大をはかるものであり、同時に、自立経営農家によつてそれを主体にし、農村を安定した自民党の政治、社会的基盤を新たに固めなおしてゆくものであった。

きこまれ論では、戦争体制に引きずられてしまつたことを、立川基地をめぐる自衛隊の市民対策がはつきり示している。

「自衛隊解体/立川基地撤去」の闘いが、三多摩の地において続けられている。この闘い

昨日、立川市市長岸中は、富士見町住民の請願を却下し、「これ(基地)を受け入れなければ、立川の未来はない」と言つて、新清走路建設にGOサインを行なった。富士見町地域ボスと取引し、「基地内に店を出させてやる」とか「そこでパトに使う」とか「住民に懐柔とどう喝を行ない、防衛庁/自衛隊の先兵として動いているのである。基地に依存しなければ生きてゆけない時代は、戦争にまきこまれなければ生きてゆけない時代なのだろうか。

日米安保体制のもと、天皇公園、広域「防災」基地、軍需産業をセツトにして、基地を永久使用せんとする自衛隊と対決できるのは、「子供は頭中なんかかぶつて、昔にもどつたみたいだ」と「防災」訓練に行かなくてはならない。

家庭が破壊されないかぎり、家計に負担がこないかぎり、郷土以外のオンナ達のこととはどうでもいいと、買春ソニーを直接間接に承認していくオンナ達に自由はないことを……。

(三多摩・女性労働者)